

令和7年1月 第79号



【発行者】一般社団法人 香取青色申告会
【責任者】会長 篠塚 榮一
【編集】広報委員会
【発行所】一般社団法人 香取青色申告会
住所：香取市佐原イ525-1
電話：0478-54-5041 (FAX共通)

実践目標
正しく強く
自分で帳簿をつけましょう
誠実な青色申告・誠実な店
会員の店を利用しましょう
青色申告はe-Taxで

会員の皆様、新春を迎え改めましておめでとうございます。皆様におかれましては、健康かな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の干支は乙巳【きのとみ】一年です。六十年に一度の知恵と変革を象徴する年とされ、個々が新たな知識を得たり、変化をとりたりするのに適した時期といわれます。この故事に習い、この一年を実り多き年にするために邁進する覚悟でおります。

さて、間もなく令和六年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。私ども（一社）香取青色申告会も下表の通り、会員の皆様の申告相談に対応してまいります。その際、マイナンバーカードをご持参いただければe-Taxでのスムーズな申告手続



が可能となります。お持ちでない方も税理士の先生に相談できますので、ぜひご利用ください。

この一年は知恵と変革の年の巳年にあやかり、より良い会の運営のために改革を進めていきたいと考えております。役員の皆様方のご協力のもと、活発な活動が出来るよう舵取りをして参ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

結びにあたり、本年が皆様にとりまして最良の年でありますように、そして益々の事業の繁栄を祈念して新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



一般社団法人
香取青色申告会 会長
篠塚 榮一

令和6年度 決算・確定申告相談会 (要電話予約)

連絡先：(一社)香取青色申告会
TEL 0478-54-5041

主 催	会 場	日 程	担 当
(一社) 香取青色申告会	東庄町商工会館	2月25日 (火) 9:30～15:30	野村 勲 税理士
		2月26日 (水) 9:30～15:30	諏訪 健一 税理士
	佐原商工会議所	2月25日 (火) 9:30～15:30	平野 賢司 税理士
		2月26日 (水) 9:30～15:30	佐藤 公彦 税理士
佐原商工会議所 (一社) 香取青色申告会 (佐原青色連合会)	佐原商工会議所	2月17日 (月) 9:30～15:30	郷古 明子 税理士
		2月21日 (金) 9:30～15:30	岩立 和雄 税理士
		3月 5日 (木) 9:30～15:30	岩立 和雄 税理士
		3月10日 (月) 9:30～15:30	多田 知宏 税理士

『必要なもの』 申告書・決算書の控（令和4年・5年分）・集計表・帳簿・各種控除証明書（国民年金・国保・生保・年金基金証明書・地震保険・介護保険・小規模企業共済掛金控除証明書）

※電子申告(e-Tax)で送信される方は、『e-Taxの利用者識別番号のわかる書類』や『マイナンバーカード』又は『通知カード』、『確定申告書のデータ』をお持ち下さい。

私は中学校で、ソフトテニス部に所属している。中学校に入学してからのおよそ二年半、自分なりに楽しく、一生懸命テニスに打ち込んできたつもりである。

そんな中で私は、学校の部活動だけでなく学校の外でも、テニス部の仲間や母と一緒に数えきれないほどたくさんボールを打ってきた。その際、利用してきたのは市営のテニスコートである。私が使用してきたコートはおもに二か所であり、なんと片方は無料、もう片方については有料ではあるが二時間で五百円という安さである。しかも有料のコートは最近張り替えられたばかりであり、ナイター設備も備わっていて、とても快適で、いつも利用者は絶えない。あるとき、ふとこれらのコートの維持・管理はどうしているのだろうかと考えたことがある。もちろんそれは市のお金であり、市民が納めている税金でまかなわれているのであろうことは容易に予

税についての作文コンクール (一社) 香取青色申告会 会長賞 私の「大好き」を支える税金

香取中学校3年 石橋 茉莉

想ができ、そのありがたみを実感した。どちらかといえば、税金に対してマイナスのイメージの方が大きかった私にとっては、それを大きく変える機会であった。

ついこの前の夏休み前、私たちの学校では三年生に向けて租税教室が行われた。市役所の方が来てくださり、税金の種類や、国の収入、支出の内訳などについて細かくわかりやすく解説をしてくださった。そのうちの一つに、私たちのような児童、生徒の教育に使われている税金についてのお話もあった。私たち中学生には無償の教科書を始め様々な場面で、一年間に一人当たり約百六万円の税金が使われており、義務教育の九年間と高等学校の三年間が公立学校の場合はその十二年間で、約千二十一万円もの税金が使われていることを知った。これをすべて一人一人の家庭で負担するとなると、働いて収入を得ていない私でさえもその大変さは予想がつく。

自己負担となった場合には、もしくはと学校に通えなくなってしまう子供も出てくるかもしれない。それは等しく教育を受ける機会が奪われてしまうということである。私たちが安心して学校に通えるのも、学校内外で大好きなテニスができるのも、税金があつてこそのことである。同時に、私たちの市では小中学生に対して、医療費も保障されており、受給券を使えば、わずかな額で受診でき、薬も受け取ることができる。ワクチン等の予防接種も小さいころから無償で受けさせてもらっている。私たち中学生が、社会のためにできることはまだとても少ない。でも、教科書や給食、学校の設備、授業など、税金によって支えられているものを大切に、感謝しながら利用させてもらうことはできる。これからの生活で税のありがたみを意識し、自分たちが大人になり収入を得て、納税者となったときに、周りの人や子供たちに税金の大切さを伝えられるようになりたい。勉強も大好きなテニスも頑張りたい。

佐原税務署からお知らせ

国税に関する各種手続については、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しているほか、国税の納付手続については、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減するためにキャッシュレス納付の利用拡大を一層推進する必要があると考えています。

納税者の皆様が来署せずに納付できる様々な納付手段を提供しているほか、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、東京国税局管内の全税務署において、令和7年4月14日以降、原則として「9時から16時まで」に来署していただくようお願いしていた納税窓口における受付時間を「9時から15時まで」に見直しましたので、より一層キャッシュレス納付のご利用をお願いいたします。

なお、納税証明書交付請求等についても、納税窓口における受付時間と同様に、受付時間を「9時から15時まで」に見直すこととしましたが、e-Taxによるオンライン申請及びインターネットバンキングによる手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく納税証明書を受け取ることが可能ですので、是非、ご利用をお願いいたします。

納税・納税証明書手続については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。